

河肥焼真寿窯 利用規定

社会福祉法人 真寿会

河肥焼 真寿窯 利用規定

(規定の趣旨及び名称)

第1条 この規定は、社会福祉法人真寿会の運営する河肥焼真寿窯の利用について適正且つ、円滑に行なうために必要な事項を定めたもので、河肥焼真寿窯利用規定という。

(利用者の範囲)

第2条 この事業の利用者は、川越市内及び川越市外に居住する18歳以上を原則とする。

(利用期間)

第3条 利用期間は、特にもうけない。

(利用日)

- | | | |
|-----|---------|-----------|
| 第4条 | ① 月曜日 | 週1回コース |
| | ② 火曜日 | 週1回コース |
| | ③ 水曜日 | 週1回コース |
| | ④ 木曜日 | 週1回コース |
| | ⑤ 金曜日 | 週1回コース |
| | ⑥ 土曜日 | 週1回コース |
| | ⑦ 月～土曜日 | 週2回コース |
| | ⑧ 月～土曜日 | フリータイムコース |

※振替日については曜日に関係なく利用可能

(利用時間)

第5条 工房の利用時間帯については、午前9時30分より午後3時30分までとする。

(定員)

第6条 各コースとも定員20名とする。

(利用料)

第7条 工房を利用する場合、利用料として1カ月あたり、

週1回コース 2,500円、週2回コース 4,500円

フリータイムコース 8,000円

を負担するものとする。又、作品を焼成する場合は、焼成費負担金として、作品の大きさ、形状、重さ等により、その都度算定するものとする。

(材料等の使用)

第8条 材料等の使用については、真寿窯職員の指示に従うこと、又、作陶は工房内に限るものとする。

(火気の取扱い)

第9条 火気の使用は厳禁とする。

2. 喫煙については、工房内禁煙とし、指定された場所にて必ず行なうものとする。

(損害賠償)

第10条 利用者は、故意又は重大な過失によって工房内の設備備品等に損害を与え、又は無断で形状を変更したときはその損害を弁償し、又は現状に回復する責を負わなくてはならない。

(その他)

第11条 工房内外は、常に整理整頓、清掃を励行すること。

附則 1. 以上の規定は、事情により追加、変更を行なう場合がある。

2. この規定は、平成17年 2月 8日より実施する。

第 1回改訂 平成19年 4月 1日

第 2回改訂 平成22年 2月 1日

第 3回改訂 平成23年 8月 1日

第 4回改訂 平成26年 2月 1日

第 5回改訂 平成28年 4月 1日